

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

(1) 基本診療料の施設基準

* 電子的診療情報連携体制整備加算

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより 取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

加算3《初診時》4点 《再診時》2点

(2) 特掲診療料の施設基準

* コンタクトレンズ検査料1

※コンタクトレンズ装用のために受診の方の
診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1
再診料	76点	200点

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

* ロービジョン検査判断料 250点

診療医師名： 高本 紀子
眼科診療経験： 10年以上の診療経験あり

* 一般名処方加算 8点 または 6点

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。
一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。
一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果を期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。
ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。その為、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけております。

令和8年6月1日 現在